

臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が長期間に及ぶことから、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行い、適切に指導するとともに、学校再開後の教育活動等を円滑に実施するために、登校日を設定する。その際、学年、学級等を単位とする分散登校を行うとともに、別添の「分散登校における感染症対策の基本的な考え方」に留意し、感染症対策の措置等を適切に講じること。

2 内容

- ・通常の授業は行わず、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
- ・児童生徒等の心身の健康状態を把握し、保護者等と連携しながら適切に支援する。

3 実施方法

(1) 回数、時間、実施方法等

- ① 児童生徒に対し、登校日を設定する。週2回程度が望ましい。
- ② 登校日や登校時間を学年、学級等ごとに分けて設定する等により、児童生徒の登校を分散させる。
- ③ 学校での滞在時間は2時間程度までとし、活動終了後は速やかに下校させる。

例) <<小学校>>

月木：1・4・6年

火金：2・3・5年

<<中学校>>

月木：奇数クラス

火金：偶数クラス

・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

(2) 登下校時の留意点

- ① 登下校の際は、教職員が出入口で誘導を行うなど、児童生徒が密集しないよう指導する。
- ② 児童生徒が入校する際は、「健康観察シート（体温測定結果を含む）」（別添「けんこうかんさつカード」参照）の確認を行うなど、当日の健康状態を把握するとともに、速やかに手指の消毒又は手洗いを実施させる。また、教室等では児童生徒を細やかに観察し体調の変化に留意すること。
- ③ 一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設ける。
- ④ スクールバスを使用する場合は、教室等と同様に児童生徒間のスペースを十分に確保する。
- ⑤ 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。

- ⑥ 児童生徒の登下校にあたっては、PTAなどの協力を得ながら、児童生徒の安全を確保する。
- ⑦ 小学1年生は、保護者や近所の上の学年の児童と一緒に登校し、下校は教員が付き添う等、安全に配慮する。

(3) 教室等の設定

- ① 1学級を2教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は20人程度までとし、児童生徒間のスペースを十分に確保する。
- ② 2方向の窓を常に開放するなど、十分な換気を行う。
- ③ 児童生徒の下校後、清掃、消毒を徹底する。

(4) 児童生徒の登校の判断について

- ① 登校前に自宅で検温をさせ、咳や発熱等、風邪の症状のある児童生徒は、自宅で休養するよう指導する。
- ② 医療的ケアが必要な児童生徒や喘息等の基礎疾患等のある児童生徒は、主治医や学校医、保護者等と相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ③ 発熱等の症状がなくても、保護者等から新型コロナウイルスへの感染の不安があるなどの申し出等がある場合は無理に登校させない。

(5) 登校日の取扱い

- ① 臨時休業の期間は、指導要録上の「授業日数」には含めない。

(6) その他

- ① 初回の分散登校日では、児童生徒が感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、手指の消毒または手洗い、咳エチケット(※)などについて指導する。
(※) 咳エチケット：咳やくしゃみが出る際はティッシュ・ハンカチ・袖等で口・鼻を覆う、マスクを着用するなど
- ② 登校しなかった児童生徒には、学校から電話等で、保護者や児童生徒に状況を確認する。
- ③ 家庭における検温や健康観察等が十分に行えない児童生徒に対しては、学校で適切に支援する。
- ④ 教職員等の健康状態についても十分に確認する。
- ⑤ 児童生徒と対面する教職員はマスク等を着用し、会話等の際の飛沫の飛散防止を行う。
- ⑥ 感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場を工夫する。
- ⑦ 登校日等の際に、教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう工夫する。教科書は、家庭での学習に活用することが考えられるため、登校しなかった児童生徒にも給与されるよう、保護者に渡すなど工夫する。